

証券コード：3370
(発送日) 2024年6月10日
(電子提供措置開始日) 2024年6月5日

株 主 各 位

北海道苫小牧市若草町5丁目3番5号
株式会社フジタコーポレーション
代表取締役社長 遠 藤 大 輔

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.fujitacorp.co.jp/main/irinfortop/irp07/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、「第46回定時株主総会招集ご通知」を選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3370/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「フジタコーポレーション」又は「コード」に当社証券コード「3370」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月25日(火曜日)午後6時までに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日(水曜日)午前10時
2. 場 所 北海道苫小牧市表町四丁目3番1号
グランドホテルニュー王子 2階 芙蓉の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
- 1.第46期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2.第46期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
3. 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

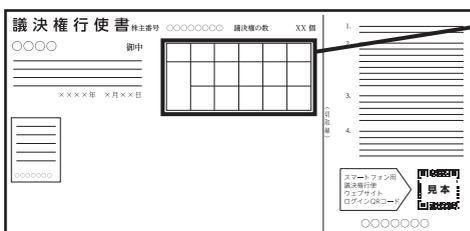


議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2024年6月26日(水曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)</p>	 <p>書面(郵送)で議決権を行使される場合</p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2024年6月25日(火曜日) 午後6時到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2024年6月25日(火曜日) 午後6時入力完了分まで</p>
--	--	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

御中

××××年×月××日

ネット・フロンティア
議決権行使
ウェブサイト
ログインIDとパスワード
見本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1号議案**
- 全員賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> **【否】** の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> **【賛】** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。
- 第2号議案**
- 賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
 - 反対する場合 >> **【否】** の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

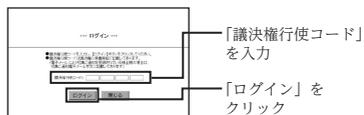
議決権行使コード・ パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

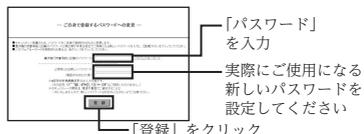
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコン、スマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9：00～21：00)

事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当社グループの事業の経過及びその成果状況

当社グループは、前連結会計年度が連結初年度であり、また、連結子会社のみなし取得日を前連結会計年度末日としていることから、対前年増減比較は記載しておりません。また、当連結会計年度の期首より、報告セグメントの区分を変更しております。

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の分類引き下げにより社会経済活動の正常化が進み、個人消費やインバウンド消費等に持ち直しの傾向もあり、緩やかな回復傾向となりました。

当社グループの主要な事業であります飲食・小売業及び製造・卸売業におきましては、円安の進行やエネルギー価格上昇に伴う原材料及び光熱費高騰の影響が非常に大きく、また、慢性的な労働力不足も大幅な解消には至らず、大変厳しい環境で推移いたしました。

このような経済状況のもと、当社グループにおきましては、2021年7月に北海道寿都郡黒松内町の「黒松内町特産物手づくり加工センター」（トワ・ヴェール）の指定管理者に指定され、同年10月より当該施設においてチーズ、ハム、ベーコン、アイスクリーム等の製造、加工及び販売を開始したことをきっかけに、2022年8月に同町内に農地を賃借して農業に参入するとともに、2023年2月に同町内の株式会社TOMONIゆめ牧舎を株式の取得により連結子会社化して酪農業に参入しました。飲食・小売事業だけではなく、原材料の調達・製造・販売を含めた「食」全般に携わる試みと、同一地域内において新規事業を行うことによる業務及び経営資源の効率化の両立に取り組んでまいります。また、2023年12月に同町と「包括連携に関する協定書」を締結し、地域の活性化・産業の振興等の諸問題への協力関係を構築していくこととなりました。

当連結会計年度末における当社グループの飲食・小売部門の展開業態は9業態、稼働店舗数は47店舗（前連結会計年度末、11業態51店舗）、製造・卸売部門1拠点、農畜産部門1拠点であります。当連結会計年度の経営成績は、売上高4,588,798千円、営業利益93,913千円、経常利益127,809千円、親会社株主に帰属する当期純利益52,583千円となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

<飲食・小売部門>

当連結会計年度の飲食・小売部門におきましては、フランチャイジー事業はフランチャイズ本部主導の新商品の投入や販売促進活動を、オリジナルブランド事業は季節限定商品の開発及び販売を継続し、スマートフォンアプリやLINE等及び店頭にて特定商品を訴求することで客単価増やリピート顧客の獲得に努めてまいりました。

飲食・小売部門の当連結会計年度の売上高は4,029,348千円、セグメント利益147,379千円となりました。

<製造・卸売部門>

当連結会計年度の製造・卸売部門におきましては、衛生管理に最大限の注意を払いつつ、製造数及び販売数の目標を掲げ、効率的な製造スケジュールの策定・遂行や新たな商品の開発・販売及び新規取引先の開拓による販路拡大の双方で収益の最大化に努めてまいりました。

製造・卸売部門の当連結会計年度の売上高は394,653千円、セグメント利益7,247千円となりました。

<農畜産部門>

当連結会計年度の農畜産部門におきましては、夏場の猛暑による搾乳量の減少に伴う収益の悪化が懸念されておりましたが、乳牛の購入や栄養管理、牛舎環境の改善による搾乳量の向上、牧草の自社栽培等によるコスト削減などの内的要因と飼料価格の高止まりや生乳の販売単価増などの外的要因の双方の効果もあり、収益改善及びコスト削減効果が緩やかに表れてまいりました。

農畜産部門の当連結会計年度の売上高は164,795千円、セグメント損失44,694千円となりました。

当社グループの主要な事業であります飲食・小売業及び製造・卸売業は、長期的な見通しを踏まえた事業展開が必要であり、そのためには安定的な経営基盤の確保と財務体質の強化を図ることが重要な課題であると考えております。収益体質の強化・充実と今後の事業展開に備えるため、内部留保に努めるとともに、株主の皆様への利益還元として業績に応じた配当を実施することを基本方針としております。誠に遺憾ながら、当連結会計年度の期末配当につきましては、業績及び財務体質の強化等を総合的に勘案し、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきますと存じます。今後、復配に向けて鋭意努力してまいります。

<セグメント別売上高>

セグメントの名称	前連結会計年度 2022年4月1日から 2023年3月31日まで		当連結会計年度 2023年4月1日から 2024年3月31日まで		前 期 比 増 減 率
	売 上	構成比	売 上	構成比	
飲 食 ・ 小 売 部 門	一千円	－%	4,029,348千円	87.8%	－%
製 造 ・ 卸 売 部 門	－	－	394,653	8.6	－
農 畜 産 部 門	－	－	164,795	3.6	－
合 計	－	－	4,588,798	100.0	－

(注) セグメント区分は(5)主要な事業内容と同様であります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資総額は117,143千円で、その主なものは以下のとおりであります。

イ. 当事業年度に完成した主要設備

飲食・小売部門 開店、店舗改装、店舗資産譲受

ロ. 当事業年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

飲食・小売部門 閉店
事業用資産 売却

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第43期 (2021年3月期)	第44期 (2022年3月期)	第45期 (2023年3月期)	第46期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売 上 高(千円)	—	—	—	4,588,798
経 常 利 益(千円)	—	—	—	127,809
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(千円)	—	—	—	52,583
1株当たり当期純利益(円)	—	—	—	14.82
総 資 産(千円)	—	—	2,984,453	2,848,903
純 資 産(千円)	—	—	83,799	139,428
1株当たり純資産(円)	—	—	△8.87	6.84

- (注) 1. 第45期(前連結会計年度)が連結計算書類の作成初年度であるため、第44期(2022年3月期)以前の状況は記載しておりません。また、第45期は連結子会社のみなし取得日を前連結会計年度末日としていることから、貸借対照表のみを連結しているため、連結損益計算書は作成しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数より、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第43期 (2021年3月期)	第44期 (2022年3月期)	第45期 (2023年3月期)	第46期 (当事業年度) (2024年3月期)
売 上 高(千円)	4,171,023	4,020,841	4,194,073	4,424,002
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△144,610	△68,575	36,698	138,131
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(千円)	△215,262	△110,227	△69,880	65,828
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△113.25	△46.41	△24.04	18.70
総 資 産(千円)	3,109,598	2,933,865	2,695,983	2,569,676
純 資 産(千円)	44,621	2,555	85,229	154,103
1株当たり純資産額(円)	△27.22	△41.03	△8.43	11.16

- (注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	株式会社TOMONIゆめ牧舎
資本金	30百万円
当社の議決権比率	30%(当社と緊密者の所有株式数を合算した議決権比率 80%)
主要な事業内容	農産物の生産及び販売、牧場の経営、乳牛の育成並びに飲用牛乳及び乳製品の生産販売等

(4) 対処すべき課題

<2025年3月期の重点施策>

当社グループの喫緊の課題であります、安定的な収益確保ができる体制にすべく、組織編成、展開業態の絞り込み等を行い、より効率的な店舗運営だけでなく、営業店舗以外の事業分野に参入し、「食」全体の発展や生産・加工地域との連携などの地域貢献やフードマイレージの削減など、当社グループの事業間の連携が可能になりつつあるものの、原材料及び光熱費等の値上りが継続しており、厳しい経営環境が続くものと予想されま

す。
国際情勢不安などの未確定な要素が多い状況ではありますが、当社グループは飲食・小売部門、製造・卸売部門共に店舗の運営コストの削減及び各種契約内容の見直し、収益性・立地その他の条件を考慮し、慎重に判断したうえで店舗及び新規事業の展開を進めるとともに、当社グループのオリジナルブランドの「かつてん」をはじめとするフランチャイザーとしての事業運営だけでなく、食品製造、農業、酪農など新たに参入した事業の経営基盤固めが必要であると認識しております。

当社グループは以下の事項を課題として認識し、対処してまいります。

- ① 次期を担う人材の確保・育成
- ② フランチャイザーとしての事業体制の確立と収益化
- ③ 既存店舗の収益力維持及び向上
- ④ 新規出店、既存店舗の改装
- ⑤ 製造・卸売事象の収益化
- ⑥ 農業及び酪農業の収益化

<継続企業の前提に関する重要事象等について>

当社グループは、2014年4月に策定した経営改善計画に基づき、不採算店舗及び事業からの撤退や業態変更を進め、店舗及び事業の整理に一定の目途がついたことから、慎重な判断のもと、新規出店、業態変更、大規模改装等に少しずつシフトし、店舗数及び事業規模の回復を図ってまいりました。

2021年7月より始めました新たな経営改善計画において、既存事業の収益確保・向上、フランチャイズ本部事業の拡大、「食」に関連する新規事業推進の3つを掲げております。

既存事業の収益確保・向上については、当社グループの主要事業である飲食店舗のうち、高収益が見込める業態店舗の新規出店、老朽化が著しい店舗の改装・大規模修繕について慎重な計画のもと投資し、ブランドイメージと収益の双方を向上させるための活動を継続してまいります。

フランチャイズ本部事業の拡大については、当社のオリジナルブランドであります「かつてん」のフランチャイザー事業、「らーめんおっぺしゃん」の北海道・東北地区のエリアフランチャイザー事業の加盟開発及び出店を推進してまいります。

「食」に関連する事業推進として、2021年7月に北海道寿都郡黒松内町の「黒松内町特産物手づくり加工センター」（トワ・ヴェール）の指定管理者に指定され、同年10月より当該施設においてチーズ、ハム、ベーコン、アイスクリーム等の製造、加工及び販売の開始に続き、2022年8月より同町内で農地を賃借し農業に参入いたしました。また、2023年2月には株式会社TOMONIゆめ牧舎を株式の取得により連結子会社化し、酪農業にも参入いたしました。今後も慎重な判断のもと、新規事業への参入を行ってまいります。

当連結会計年度におきましては、営業利益93,913千円、経常利益127,809千円及び親会社株主に帰属する当期純利益52,583千円を計上し、業績回復の兆しがあるものの、当社グループの有利子負債は2,197,683千円と負債・純資産の77.1%を占め、手元流動性に比して高水準であるため、取引金融機関から返済条件の緩和を継続して受けている状況にあります。こうした状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、当該重要事象等を解消すべく、事業面及び資金面において対応策を講じております。

事業面におきましては、店舗において期間限定商品やサービスの訴求、スマートフォンのアプリやLINE等を使用した効率的な販売促進活動による収益確保と販売管理費等のコスト削減を両立し、収益力の強化に努めてまいります。当社グループのオリジナルブランドであり、フランチャイザーとして加盟店展開しております「かつてん」の積極的な加盟開発及び加盟店出店を進め、フランチャイザー事業を当社グループの収益の柱となる事業へと成長させてまいります。また、飲食・小売事業、製造・卸売事業に共通する原材料・消耗品をはじめとする全社的なコスト削減活動を継続してまいります。「食」に関連する事業展開につきましても、サステナビリティを意識しつつ、収益拡大に向けた取引先の新規開拓、ネット通販等の対面以外の販路の充実及び海外での事業活動開始に向けた調査・トライアル販売にも着手しており、より多くのチャネルでの販売活動を行ってまいります。

資金面におきましては、当社グループの主力取引銀行の支援のもと、取引金融機関に対し、長期借入金元本の返済条件緩和の継続を要請し、同意を得たうえで返済をしております。また、主力取引銀行と適時状況と情報を共有しており、今後の状況変化に応じた柔軟な支援体制を得られる見込みであります。

当該金融支援及び事業遂行により、財務体質の改善を図ってまいります。

これらの具体的な対応策を実施することにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められません。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは飲食・小売部門、製造・卸売部門及び農畜産部門を展開しております。セグメント及び業態別の主要な商品、製品、サービス等は以下のとおりであります。

① 飲食・小売部門

ブランド名	主要な商品・事業内容等
フランチャイジー事業	
ミスタードーナツ	ドーナツ・パイ
モスバーガー	ハンバーガー
はなまるうどん	讃岐うどん
ベビーフェイスプラネッツ	バリ風カフェレストラン
らーめんおっぺしゃん	熊本ラーメン
牛 角	焼肉
セリア生活良品	100円ショップ
オリジナルブランド事業	
かつてん	かつ丼・天丼

② 製造・卸売部門

名称	主要な商品・事業内容等
トワ・ヴェール	チーズ、ハム、ベーコン、アイスクリーム

③ 農畜産部門

名称	主要な商品・事業内容等
(株)T O M O N I ゆめ牧舎	酪農業

(6) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本 社 北海道苫小牧市若草町5丁目3番5号

店 舗

セグメントの名称	業 態 名 称	地 域	店舗数
飲食・小売部門	フランチャイジー事業	ミスタードーナツ	北海道地域 15店舗 東北地域 8店舗
		モスバーガー	北海道地域 5店舗
		はなまるうどん	北海道地域 1店舗 東北地域 1店舗
		ベビーフェイスプラネッツ	北海道地域 5店舗 東北地域 1店舗
		らーめんおっぺしゃん	北海道地域 1店舗 東北地域 1店舗
		牛 角	北海道地域 1店舗 東北地域 1店舗
		セリア生活良品	北海道地域 1店舗
		オリジナルブランド事業	かつてん

食品製造拠点

黒松内町特産物手づくり加工センター (トワ・ヴェール)

北海道寿都郡黒松内町

- ② 子会社
株式会社TOMONI ゆめ牧舎
北海道寿都郡黒松内町字西熱原野237番地4

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメント区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
飲食・小売部門	68 (345)名	12名増 (18名減)
製造・卸売部門	12 (4)名	－ (1名減)
農畜産部門	6 (－)名	2名減 ー
全社(共通)	24 (6)名	2名減 (1名減)
合計	110 (355)名	8名増 (20名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は総労働時間を1日8時間/人(当社就業規則による実働時間)で換算し、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より、取扱い商品、サービス及び事業形態別に組織再編を実施したことにより、報告セグメントを従来の「飲食部門」、「物販部門」及び「食品製造部門」の3区分から、「飲食・小売部門」、「製造・卸売部門」及び「農畜産部門」の3区分に変更しております。なお、当該組織再編を前連結会計年度の使用人数に反映しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
104(355)名	10名増(20名減)	41.0歳	10.7年

- (注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は総労働時間を1日8時間/人(当社就業規則による実働時間)で換算し、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社北海道銀行	912,669千円
株式会社北洋銀行	280,397
株式会社日本政策金融公庫	243,668
株式会社商工組合中央金庫	224,232
株式会社日本政策投資銀行	179,057
株式会社みずほ銀行	152,646

- (注) 1. 当社及び連結子会社の主要な借入先の状況を記載しております。
2. 2024年3月31日現在の借入残高が、1億円以上の金融機関を記載しております。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	藤田 博章	丹治林業株式会社取締役
代表取締役社長	遠藤 大輔	株式会社JFLAホールディングス 取締役 株式会社アスラポート取締役 株式会社フジックス代表取締役社長 株式会社TOMONIゆめ牧舎 代表取締役社長
専務取締役	清水 清作	経理・総務管掌
取締役	森下 將典	株式会社小僧寿し代表取締役社長
取締役	松原 淳二	—
取締役	上岡由紀子	弁護士 弁護士法人上野・横山・ 渡法律事務所所属
常勤監査役	栗林 法正	—
監査役	廣内 克規	株式会社JFLAホールディングス 内部監査室長 株式会社栄喜堂取締役 株式会社アルテゴ取締役
監査役	木下 雄次	丸政商事株式会社代表取締役社長

- (注) 1. 取締役森下將典氏、松原淳二氏及び上岡由紀子氏は社外取締役であります。
2. 監査役廣内克規氏及び木下雄次氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役松原淳二氏、上岡由紀子氏及び監査役木下雄次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について独立社外取締役へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、独立社外取締役からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とする。

b. 基本報酬に関する方針（報酬等の付与時期や条件に関する方針を含む。）

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、金銭による月例の固定報酬としての基本報酬のみとし、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、その範囲内で役位、職責等に応じて当社の業績、従業員給与の水準を考慮し、総合的に勘案して決定する。

また、社外取締役の報酬については、役割と独立性の観点から、その役割等に応じて設定された金銭報酬の固定報酬のみとし、それを12か月で按分した月例の金額を毎月支給することとする。

c. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の具体的な内容の決定は、取締役会決議に基づき代表取締役社長に委任し、その委任の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に独立社外取締役がその報酬水準等について確認する。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長遠藤大輔氏に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に独立社外取締役がその報酬水準等について確認しております。

ハ、当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2)	22,160千円 (2,400)
監 査 役 (うち社外監査役)	2名 (1)	4,830千円 (1,200)
合 計 (うち社外役員)	8名 (3)	26,990千円 (3,600)

- (注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2002年6月25日開催の第24回定時株主総会において月額12,000千円以内(ただし使用人分給与は含まない。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名であります。
3. 監査役の報酬限度額は、2002年6月25日開催の第24回定時株主総会において月額1,200千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。
4. 取締役及び監査役の支給人員は、無報酬の社外取締役1名及び無報酬の社外監査役1名を除いております。

(3) 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・森下將典氏は、株式会社小僧寿しの代表取締役社長であります。同社と当社との間に食材の取引関係があります。
- ・上岡由紀子氏は、弁護士法人上野・横山・渡法律事務所の弁護士を兼務しております。同法律事務所と当社との間には、特別な関係はありません。
- ・廣内克規氏は、株式会社JFLAホールディングスの内部監査室長、株式会社栄喜堂及び株式会社アルテゴの取締役であります。株式会社JFLAホールディングスと当社との間で業務資本提携契約書を締結しております。株式会社栄喜堂と当社との間には、特別な関係はありません。株式会社アルテゴと当社との間には、食材の取引関係があります。
- ・木下雄次氏は、丸政商事株式会社の代表取締役社長であります。同社と当社との間には特別な関係はありません。なお、同氏は、当社取締役会長藤田博章氏の三親等以内の親族であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 森下 將典	2023年6月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回のうち8回に出席いたしました。 経験豊富な経営者の視点から必要な発言を行っております。特に管理部門に関する幅広くかつ豊富な知見をもとに、当該分野についての助言、経営陣の監督を行っております。
取締役 松原 淳二	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。 経験豊富な経営者の視点から必要な発言を行っております。特に飲食業界における豊富な知見をもとに、営業戦略についての助言、経営陣の監督を行っております。
取締役 上岡 由紀子	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。 弁護士としての専門的な見識と豊富な経験をもとに、必要な発言を行っており、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 廣内 克規	当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回及び監査役会12回のうち10回に出席いたしました。内部監査室長としての経験をもとに、当社の内部監査及び内部統制評価について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 木下 雄次	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回及び監査役会12回のうち11回に出席いたしました。経営者としての豊富な経験と観点から、取締役会の意思決定の妥当性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称
清明監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,050千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,050千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役及び使用人は、社訓・経営理念・社是に基づき、法令、定款及び各種規程並びに社会規範を遵守し、職務を執行する。
 - ロ. 代表取締役社長直属部門として内部監査室を設置し、被監査部門からの独立性を確保し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況や体制が適切であるかを定期的に監査し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。
 - ハ. 監査役は内部監査室との連携を図りつつ、独自の立場で遵守状況や体制が適切であるかを監視し、問題があれば取締役会に報告する。
 - ニ. コンプライアンス上疑義のある行為について、使用人等からの通報を受け付ける内部通報制度を設ける。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び文書取扱規程等に基づいて適切に保存及び管理する。
 - ロ. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、総務部の協力のもと社内規程を整備し、定期的に見直す。
 - ロ. 取締役は月1回開催される業績検討会議に出席し、月次業績のレビューと改善策に関する経営のリスクマネジメントについて協議を行い、各部門長へ周知する。
 - ハ. リスク情報等については、各部門長より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、担当部署にて情報共有、マニュアルの作成・配布等を行い、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。
 - ニ. 損失の危険が現実化した場合、又は、新たに生じたリスクについては、迅速かつ適切な対応をする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社は、原則として全ての取締役及び監査役が出席する定例の取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

- ロ. 取締役会は、法令に定められた事項のほか、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定、経営上の重要事実等の情報共有、業務執行報告を行うとともに、効率かつ適正に職務執行が行われるための体制の維持・向上を図る。
 - ハ. 各部門においては、職務権限規程及び職務分掌規程に基づいて権限の委譲を行い、責任を明確にすることで、迅速性及び効率性を確保する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の監督については、関係会社管理規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行について定期的に報告する体制を整備するとともに、当社と常に緊密な連携を保ちつつ、効率的に業務が執行できる体制を整備する。
 - ロ. 関係会社管理規程に基づき、子会社の経営リスクを把握し、当社と連携して管理体制を構築・運用する。
 - ハ. 子会社の取締役及び使用人についても当社と同様の規程を適用し、それらが実効性のあるものとして運用されている状態を定着させる。
 - ニ. 子会社の内部監査は当社が行い、適正な業務の運営状態を確保する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議のうえ、必要に応じて合理的な範囲で配置する。監査役が指定する補助すべき事項及び期間中は、当該使用人の人事異動、評価、処分等については、監査役会の意見を尊重したうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保する。
 - ロ. 監査役は内部監査室の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた内部監査室の使用人はその指示に関して監査役に報告する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況、不正行為や重要な法令違反並びに定款違反行為、その他重要な事項等を監査役に報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるように協力する。
 - ロ. 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

- ハ. 監査役への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう、「内部通報者保護規程」に基づき、当該報告者を適切に保護する。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- イ. 監査役の監査費用は予め予算を計上しておき、職務の執行について生じる費用の前払、緊急又は臨時に支出した費用については、会社に請求することができる。
 - ロ. 監査費用の支出にあたっては、監査役は、その効率性及び適正性に留意する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は監査役監査規程、監査役監査基準を定め、独立性・中立性を維持し、監査役監査の実効性を確保する。
 - ロ. 監査役（又は監査役会）が取締役、執行役員、内部監査室との間で、定期的に意見交換を行うとともに、内部監査室が行う内部監査等に同席する。
 - ハ. 監査役は法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については会計監査人に意見を求める等、必要な連携を図る。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社及び子会社は、金融商品取引法の定めに従い、財務報告の信頼性を確保するために、代表取締役社長の指示のもと、内部監査室を中心に財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書及び各種規程を定め、財務報告に係る内部統制システムを整備し、運用状況を評価するための内部統制監査を定期的、継続的に実施する。
- ⑪ 反社会的勢力の排除に向けた基本方針
- イ. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、反社会的勢力又は反社会的勢力と関わりがあると思われる個人又は企業からの不当な要求に対しては、法令及び社内規程に則り、毅然とした姿勢で組織的に対応し、断固として排除する。
 - ロ. 当社の取引先が反社会的勢力と関わりがある個人、企業等であることが判明した場合には取引を解消する。
 - ハ. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合は、適宜警察及び顧問弁護士等の外部機関と連携し、有事の際の体制を整備・維持する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び子会社は、上記の業務の適正を確保するための内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会に内容を報告しております。確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、適切な内部統制システムの運用に努めております。

① コンプライアンスに関する取組み

当社及び子会社は、法令遵守体制の点検・強化及び法令違反・不正行為等の早期発見及びそれらを未然に防止することで、当社の社会的信頼を維持することを目的として、コンプライアンス規程を定めております。当社の役員員に対して定期的なコンプライアンス研修を実施し、法令遵守に努めております。

② リスク管理体制の強化

当社及び子会社の危機管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止すること、万が一発生した場合は被害を最小限に食い止め、再発を防止することを目的として「リスクマネジメント規程」を定め、リスクマネジメント会議を定期的の実施しております。あらかじめ想定されるリスクについて、リスク別の対応方法を整備し、危機管理に必要な体制を整備しております。

③ 当社及び子会社における業務の適正の確保

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。また内部監査室を中心に金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

④ 取締役の職務執行

取締役会規程にて、取締役会の決議事項及び報告事項を明確に定めるとともに、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。取締役会には社外監査役も出席しており、職務執行の監督機能を有しておりますが、さらなる監督機能の強化に努めてまいります。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることの確保

社外監査役を含む監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役の業績検討会議及びその他の重要な会議への出席を通じて、内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、会計監査人、内部監査室等の内部統制に係る組織と必要に応じて情報交換を実施することで、当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、効率的な運用についての助言を行っております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	854,564	流 動 負 債	736,830
現金及び預金	514,858	買掛金	92,812
売掛金	190,532	短期借入金	249,209
商品及び製品	25,112	1年内返済予定の長期借入金	81,674
仕掛品	11,143	リース債務	2,853
原材料及び貯蔵品	57,996	未払金	179,304
その他	54,920	未払法人税等	26,453
固 定 資 産	1,994,338	店舗閉鎖損失引当金	3,505
有形固定資産	1,290,041	資産除去債務	800
建物及び構築物	731,441	その他	100,216
機械装置及び運搬具	11,289	固 定 負 債	1,972,643
土地	426,518	長期借入金	1,846,257
建設仮勘定	5,170	リース債務	13,941
その他	115,621	繰延税金負債	1,134
無形固定資産	209,991	資産除去債務	16,914
のれん	60,771	その他	94,396
借地権	140,000	負 債 合 計	2,709,474
その他	9,219	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	494,305	株 主 資 本	136,768
投資有価証券	59,707	資本金	889,985
敷金及び保証金	413,410	資本剰余金	549,534
その他	51,212	利益剰余金	△1,302,697
貸倒引当金	△30,024	自己株式	△53
資 産 合 計	2,848,903	その他の包括利益累計額	2,589
		その他有価証券評価差額金	2,589
		非支配株主持分	70
		純 資 産 合 計	139,428
		負 債 純 資 産 合 計	2,848,903

連 結 損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,588,798
売 上 原 価		1,942,709
売 上 総 利 益		2,646,088
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,552,174
営 業 利 益		93,913
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	201	
受 取 配 当 金	951	
不 動 産 賃 貸 料	144,824	
受 取 支 援 金 収 入	30,939	
そ の 他	21,922	198,838
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	47,487	
不 動 産 賃 貸 原 価	115,660	
そ の 他	1,794	164,943
経 常 利 益		127,809
特 別 利 益		
資 産 除 去 債 務 戻 入 益	80	80
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	12,112	
店 舗 閉 鎖 損 失	39,628	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	4,345	
減 損 損 失	530	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,200	59,817
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		68,072
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	15,488	15,488
当 期 純 利 益		52,583
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		-
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		52,583

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本計 合
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
当 期 首 残 高	889,985	549,534	△1,355,281	△53	84,185
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			52,583		52,583
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	52,583	－	52,583
当 期 末 残 高	889,985	549,534	△1,302,697	△53	136,768

	その他の包括利益 累 計 額		非支配株主 持 分	純 資 産 計
	その他有価 証券評価差 金 額	その他の包 括利益累計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△455	△455	70	83,799
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				52,583
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	3,045	3,045	－	3,045
当 期 変 動 額 合 計	3,045	3,045	－	55,629
当 期 末 残 高	2,589	2,589	70	139,428

【連結注記表】

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 1社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社TOMONI ゆめ牧舎

② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の名称 株式会社フジックス
- ・ 連結の範囲から除いた理由 小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・ 会社等の名称 株式会社フジックス
- ・ 持分法を適用しない理由 当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ質的にも重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. 関係会社株式 持分法非適用の非連結子会社株式については、移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ハ. 棚卸資産

- ・ 商品 主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・ 製品、仕掛品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・ 原材料、貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物…………… 15～40年
機械装置及び運搬具…… 2～8年

- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ハ. リース資産
 ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
 イ. 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 ロ. 店舗閉鎖損失引当金 閉店を決定した店舗について、店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。
- ④ 収益及び費用の計上基準
 当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
 （飲食・小売部門）
 飲食・小売部門においては、飲食物及び雑貨等の販売を行っており、顧客に商品を引渡した時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。なお、他社ポイントプログラムに係る収益認識については、顧客に対する商品の販売の履行義務に係る取引価格の算定において、第三者のために回収する金額として、取引価格から控除した額をもって収益を認識しております。
 なお、販売受託契約における代理人取引に係る収益認識については、顧客から受け取る対価から仕入先に対する支払額を差引いた純額で収益を認識しております。
 （製造・卸売部門）
 製造・卸売部門においては、トワ・ヴェール製品の製造及び販売並びに地域特産物等の仕入商品の販売を行っており、顧客に製品及び商品を引渡した時点で、顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。ただし、出荷時から当該製品及び商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、顧客に製品及び商品を出荷した時点で、収益を認識しております。

(農畜産部門)

農畜産部門においては、主に生乳の販売を行っており、顧客に製品を引き渡した時点で顧客が製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

ただし、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、顧客に製品を出荷した時点で、収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	530千円
有形固定資産	1,290,041
無形固定資産	209,991
長期前払費用 ※	11,266

※投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、減損の兆候が存在すると判定された資産または資産グループについて、当該資産等から得られる割引前将来キャッシュ・フロー総額と帳簿価額を比較して減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失を計上しております。この際の回収可能価額は使用価値または正味売却可能価額の高い方の金額により算定しております。また、将来キャッシュ・フローは取締役会で承認された事業計画を基礎とし、主として過去の趨勢を軸に慎重な評価を実施して見積っております。

なお、見積りに用いる営業損益または将来キャッシュ・フローの仮定は、市場環境の変化等による影響を受け変動することが予想され、実際の営業損益またはキャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) のれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	60,771千円
-----	----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結子会社の株式取得時の事業計画を下回る実績となった場合、経営環境の著しい悪化等、減損の兆候が発生した場合には、減損認識の要否の判定を行うこととしております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額を上回っているため、減損損失を認識していません。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、中期経営計画を基礎とし、その期間経過後は将来の不確実性を考慮した成長率を元に算定することとしております。

中期経営計画は、外部情報及び内部情報の両方から得られた過去のデータを基礎として、関連する業種の将来の趨勢に関する経営者の評価を反映しており、その主要な仮定は売上高及び営業利益であります。

のれんの減損の要否の判定については、経営環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類におけるのれんの金額に影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	241,080千円
土地	335,348
投資有価証券	15,000
敷金及び保証金	60,736
計	652,165

② 担保に係る債務

短期借入金	130,892千円
長期借入金（1年内返済予定額を含む）	1,642,795
計	1,733,688

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,092,719千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末尾における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	3,413,300株	－株	－株	3,413,300株
A種優先株式	100,000株	－株	－株	100,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については、設備投資計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクの回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、長期未収入金は、取引先等の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、適切な債権管理を実施する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、それらは業務上の関係を有する企業の株式がほとんどであり、当該リスクに関しては経理部において定期的に時価や発行体（主として取引先企業）の財務状況等を把握する体制としております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約による差入預託保証金であります。当該敷金及び保証金については、当社の規則に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及びリース債務のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びリース債務は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されますが、長期借入を変動金利で実施し、その支払金利の変動リスクを回避して支払利息の固定化を図る場合には、ヘッジの有効性の評価において金利スワップ取引の特例処理の要件を満たしていることを前提に、個別契約ごとに金利スワップ取引をヘッジ手段として利用することを原則としております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた当社の規則に従い、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、いずれも信用度の高い国内の金融機関に限定しており、契約不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券(*2)	19,569	19,569	—
(2) 敷金及び保証金	413,410	383,817	△29,593
(3) 長期未収入金(*3)	30,024		
貸倒引当金(*4)	△30,024		
	—	—	—
資産計	432,979	403,386	△29,593
(1) 長期借入金	1,927,932	1,888,297	△39,634
(2) リース債務 (1年内返済予定額を含む)	16,795	16,701	△93
負債計	1,944,727	1,904,999	△39,728
デリバティブ取引	—	—	—

(*1)「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*2)市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表価額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	15,138
関係会社株式	25,000

(*3)長期未収入金は、連結貸借対照表の投資その他の資産の「その他」に含まれておりません。

(*4)長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

- (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
 金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	19,569	—	—	19,569
資産計	19,569	—	—	19,569

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	383,817	—	383,817
長期未収入金	—	—	—	—
資産計	—	383,817	—	383,817
長期借入金	—	1,888,297	—	1,888,297
リース債務	—	16,701	—	16,701
負債計	—	1,904,999	—	1,904,999

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未収入金

相手先の財務状況による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結会計年度末における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額と近似していることから、当該価額によっており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

- (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項
当社グループでは、北海道その他の地域において、賃貸用の店舗物件（土地を含む）を有しております。
- (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）
435,959	532,344

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、固定資産税評価額等を基礎に自社で算定した金額によっております。

7. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額	合計
	飲食・小売	製造・卸売	農畜産	計		
顧客との契約から生じる収益	4,029,348	394,653	164,795	4,588,798	—	4,588,798
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	4,029,348	394,653	164,795	4,588,798	—	4,588,798

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〔(4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準〕に記載のとおりであります。
- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	6円84銭
1株当たり当期純利益	14円82銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	831,594	流動負債	653,092
現金及び預金	502,701	買掛金	85,812
売掛金	173,647	短期借入金	249,209
商品及び製品	24,690	1年内返済予定長期借入金	31,018
仕掛品	11,143	未払金	158,910
原材料及び貯蔵品	52,593	未払費用	18,831
前払金	101	未払法人税等	26,273
前払費用	35,594	未払消費税等	40,041
その他	31,120	前受金	14,819
固定資産	1,738,082	預り金	23,870
有形固定資産	997,506	店舗閉鎖損失引当金	3,505
建物	635,023	資産除去債務	800
構築物	14,445	固定負債	1,762,480
機械及び装置	132	長期借入金	1,653,245
車両運搬具	5	長期未払金	12,915
工具、器具及び備品	68,879	長期預り金	78,269
土地	273,848	繰延税金負債	1,134
建設仮勘定	5,170	資産除去債務	16,914
無形固定資産	149,219	負債合計	2,415,572
借地権	140,000	純資産の部	
商標権	69	株主資本	151,513
ソフトウェア	4,592	資本金	889,985
その他	4,557	資本剰余金	549,534
投資その他の資産	591,356	資本準備金	549,534
投資有価証券	34,707	利益剰余金	△1,287,952
関係会社株式	124,538	その他利益剰余金	△1,287,952
出資金	161	繰越利益剰余金	△1,287,952
長期貸付金	7,318	自己株式	△53
長期前払費用	10,970	評価・換算差額等	2,589
敷金及び保証金	413,410	その他有価証券評価差額金	2,589
その他	30,274	純資産合計	154,103
貸倒引当金	△30,024	負債純資産合計	2,569,676
資産合計	2,569,676		

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,424,002
売上原価	1,773,596
売上総利益	2,650,405
販売費及び一般管理費	2,496,506
営業利益	153,899
営業外収益	
受取利息	806
受取配当金	945
不動産賃貸料	144,824
受取保険金	197
その他	1,753
営業外費用	148,526
支払利息	46,907
不動産賃貸原価	115,660
その他	1,726
経常利益	164,295
特別利益	138,131
資産除去債務戻入益	80
特別損失	80
固定資産除却損	9,369
店舗閉鎖損失	39,628
店舗閉鎖損失引当金繰入額	4,345
減損損失	530
貸倒引当金繰入額	3,200
繰入額	57,073
税引前当期純利益	81,137
法人税、住民税及び事業税	15,308
当期純利益	65,828

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	889,985	549,534	549,534	△1,353,781	△1,353,781	△53	85,685
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益				65,828	65,828		65,828
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	65,828	65,828	-	65,828
当 期 末 残 高	889,985	549,534	549,534	△1,287,952	△1,287,952	△53	151,513

	評価・換算差額等		純 資 産 計 合
	その他有価 証券評価差 額	評価・換算 差 額 等 計	
当 期 首 残 高	△455	△455	85,229
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益			65,828
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,045	3,045	3,045
当 期 変 動 額 合 計	3,045	3,045	68,874
当 期 末 残 高	2,589	2,589	154,103

【個別注記表】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・子会社株式 移動平均法による原価法
 - ・其他有価証券
 - 市場価格のない株式等 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 以外のもの 移動平均法による原価法
 - 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- ・商品 主として売価還元法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 - ・製品、仕掛品 先入先出法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 - ・原材料、貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産(リース資産を除く)
- 定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物 | 15~40年 |
| 工具、器具及び備品 | 2~8年 |
- ② 無形固定資産(リース資産を除く)
- 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産 定額法
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
- 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 店舗閉鎖損失引当金
- 閉店を決定した店舗について、店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
- 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。
- (飲食・小売部門)
- 飲食・小売部門においては、飲食物及び雑貨等の販売を行っており、顧客に商品を引渡した時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。なお、他社ポイントプログラムに係る収益認識については、顧客に対する商品の販売の履行義務に係る取引価格の算定において、第三者のために回収する金額として、取引価格から控除した額をもって収益を認識しております。

なお、販売受託契約における代理人取引に係る収益認識については、顧客から受け取る対価から仕入先に対する支払額を差引いた純額で収益を認識しております。

(製造・卸売部門)

製造・卸売部門においては、トワ・ヴェール製品の製造及び販売並びに地域特産物等の仕入商品の販売を行っており、顧客に製品及び商品を引渡した時点で、顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。ただし、出荷時から当該製品及び商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、顧客に製品及び商品を出荷した時点で、収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失	530千円
有形固定資産	997,506
無形固定資産	149,219
長期前払費用	10,970

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、減損の兆候が存在すると判定された資産または資産グループについて、当該資産等から得られる割引前将来キャッシュ・フロー総額と帳簿価額を比較して減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失を計上しております。この際の回収可能価額は使用価値または正味売却可能価額の高い方の金額により算定しております。また、将来キャッシュ・フローは取締役会で承認された事業計画を基礎とし、主として過去の趨勢を軸に慎重な評価を実施して見積もっております。

なお、見積りに用いる営業損益または将来キャッシュ・フローの仮定は、市場環境の変化等による影響を受け変動することが予想され、実際の営業損益またはキャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	124,538千円
--------	-----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は関係会社株式について、実質価額と取得原価とを比較することにより、減損処理の要否の判定を行うこととしております。当事業年度における株式会社TOMON I ゆめ牧舎の株式の評価に際しては、同社の事業計画に基づき回復可能性を判断しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	192,426千円
土地	272,348
敷金及び保証金	60,736
投資有価証券	15,000
計	540,511

② 担保に係る債務

短期借入金	130,892千円
長期借入金（1年内返済予定額を含む）	1,437,795
計	1,568,688

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,588,267千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	20,000千円
短期金銭債務	61千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	1,254千円
営業取引以外の取引高	4,565千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	79株	－株	－株	79株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	3,313千円
未払事業所税	479
貸倒引当金	9,145
店舗閉鎖損失引当金繰入額の否認	1,067
長期未払金	3,934
減価償却超過額	12,275
資産除去債務の否認額	5,395
その他	1
税務上の繰越欠損金	292,903
繰延税金資産計	328,517
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△292,903
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△35,613
評価性引当額小計	△328,517
繰延税金資産合計	－

繰延税金負債

有価証券評価差額金	△1,134
繰延税金負債合計	△1,134
繰延税金負債の純額	△1,134

7. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	㈱TOMON I ゆめ牧舎	北海道北見市	30,000	畜産業	所有30.0	役員の兼任資金の援助	資金の貸付(注)	30,000	短期貸付金	20,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 株式会社TOMON I ゆめ牧舎に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	藤田博章	-	-	当社取締役会長	(被所有)直接5.9	債務被保証	資金借入に対する債務被保証(注)	25,671	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社は金融機関からの資金借入に対して、当社取締役会長藤田博章より保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権を有する会社等	㈱フジタ産業	北海道北見市小牧	45,000	燃料等の販売	-	不動産の売却	不動産の売却(注)	61,627	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 不動産の売却価格については、近隣の取引実勢を勘案した上で協議し、決定しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 11円16銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 18円70銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

株式会社フジタコーポレーション
取締役会 御中

清明監査法人
北海道札幌市

指定社員 業務執行社員	公認会計士	北倉隆一
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岩間 昭

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フジタコーポレーションの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジタコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

株式会社フジタコーポレーション
取締役会 御中

清明監査法人
北海道札幌市

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	北 倉 隆 一
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	岩 間 昭

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジタコーポレーションの2023年4月1日から2024年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月28日

株式会社フジタコーポレーション 監査役会

常勤監査役	栗林	法正	㊟
社外監査役	廣内	克規	㊟
社外監査役	木下	雄次	㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の種類及び数
1	再任 ふじ た ひろ あき 藤 田 博 章 (1940年5月25日生)	1964年4月 日本レイヨン株式会社（現ユニチカ株式会社）入社 1969年4月 フジタ産業株式会社専務取締役 1978年3月 有限会社ファミリーフーズ（現当社）設立代表取締役社長 1988年10月 フジタ産業株式会社代表取締役社長 1993年10月 株式会社フジックス設立代表取締役社長 2019年3月 当社取締役会長（現任） 2021年11月 丹治林業株式会社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 丹治林業株式会社取締役	普通株式 200,000株
2	再任 えん どう だい すけ 遠 藤 大 輔 (1976年2月22日生)	1998年4月 大阪ヒルトン株式会社入社 2001年9月 株式会社プライム・リンク（現株式会社アスラポート）入社 2016年2月 株式会社アスラポート・ダイニング（現JFLAホールディングス）事業開発部長 2016年4月 株式会社プライム・リンク（現株式会社アスラポート）取締役 2016年6月 当社社外取締役 2019年3月 当社代表取締役社長（現任） 2021年6月 株式会社フジックス代表取締役社長（現任） 2023年2月 株式会社TOMONIゆめ牧舎代表取締役社長（現任） 2023年6月 株式会社JFLAホールディングス取締役 (重要な兼職の状況) 株式会社フジックス代表取締役社長 株式会社TOMONIゆめ牧舎代表取締役社長	一株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の種類及び数
3	再任 しみず せいさく 清水 清作 (1961年10月9日生)	1988年4月 株式会社藍屋(現株式会社すかいらくホールディングス)入社 1995年12月 当社入社 2001年1月 当社執行役員 管理部長 2001年9月 当社取締役 経理部長 2005年6月 当社常務取締役 2008年8月 当社専務取締役 経理・総務管掌(現任)	普通株式 5,800株
4	再任 社外取締役 もりした まさのり 森下 將典 (1967年4月1日生)	1990年4月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社SBI新生銀行) 入行 2000年11月 メリルリンチ日本証券株式会社入社 2009年2月 マーチャント・バンカーズ株式会社代表取締役社長 2014年6月 株式会社アスラポート・ダイニング(現株式会社JFLAホールディングス) 取締役海外戦略本部長 2017年6月 同社代表取締役社長 2018年8月 同社取締役グループ戦略本部長 2023年3月 株式会社小僧寿し代表取締役社長(現任) 2023年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社小僧寿し代表取締役社長	一株
5	再任 社外取締役 まつばら じゅんじ 松原 淳二 (1954年2月8日生)	1977年4月 株式会社小僧寿し北海道本部入社 1982年10月 有限会社小僧ホーピス設立代表取締役社長 1996年2月 株式会社札幌海鮮丸設立代表取締役社長 2019年6月 当社社外取締役(現任)	一株
6	再任 社外取締役 かみおか ゆきこ 上岡 由紀子 (1976年8月23日生)	2005年10月 弁護士登録 2005年10月 ポールヘイスティングス法律事務所入所 2009年4月 札幌総合法律事務所入所 2012年4月 上野・横山・渡法律事務所(現弁護士法人上野・横山・渡法律事務所)入所(現任) 2022年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士 弁護士法人上野・横山・渡法律事務所所属	一株

- (注) 1. 森下將典氏、松原淳二氏及び上岡由紀子氏は社外取締役候補者であります。
2. 当社は、森下將典氏、松原淳二氏及び上岡由紀子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の取締役選任につき、ご承認いただいた場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、社外取締役がその職務の遂行にあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任限定契約に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の上限といたします。

3. 各取締役候補者（社外取締役候補者を除く。）の選任理由
 - (1) 藤田博章氏は、当社の創業者として長年代表取締役社長を務め、現在は取締役会長として経営にあたっております。引き続きこれらの豊富な経験や見識を活かし、当社の発展に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。
 - (2) 遠藤大輔氏は、当社の代表取締役社長を務め、経営全般における豊富な経験や見識、業界における幅広いネットワークを有しており、当社のさらなる企業価値向上に寄与できるものと判断し、取締役候補者といたしました。
 - (3) 清水清作氏は、管理部門全般に関する豊富な経験を有し、当社の専務取締役を務めております。引き続きこれらの豊富な経験や見識を活かし、当社の発展に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。
4. 森下將典氏、松原淳二氏及び上岡由紀子氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
 - (1) 森下將典氏は、事業提携やM&A、経営改革等に携わっており、これらの幅広くかつ豊富な経験を活かし、当社の発展に貢献することが期待できると判断し、社外取締役候補者といたしました。
 - (2) 松原淳二氏は、長年にわたり事業会社の代表取締役社長を務めた経験があり、特に飲食業界における豊富な経験を有しているとともに、経営者としての確かな視点を有していることから、当社の発展に貢献することが期待できると判断し、社外取締役候補者といたしました。
 - (3) 上岡由紀子氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な見識と豊富な経験を有しており、引き続きその知識・経験を活かし、当社の発展に貢献することが期待できると判断し、社外取締役候補者といたしました。
5. 当社は、松原淳二氏及び上岡由紀子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の取締役選任につきご承認いただいた場合、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 森下將典氏、松原淳二氏及び上岡由紀子氏は、現在当社の社外取締役であります。森下將典氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年、松原淳二氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年、上岡由紀子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
7. 各候補者と当社との間の特別の利害関係については次のとおりであります。
 - (1) 森下將典氏は株式会社小僧寿しの代表取締役社長であり、当社と同社との間には、当社ブランドのレシピ提供の取引関係がありますが、取引の規模は僅少であり、当社の意思決定に際して影響を与えるおそれはないと判断しております。
 - (2) 松原淳二氏は、1996年2月から2022年6月まで株式会社札幌海鮮丸の代表取締役社長を務めておりました。当社と同社との間には、商品の取引関係がありますが、取引の規模は僅少であり、当社の意思決定に際して影響を与えるおそれはないと判断しております。
 - (3) その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
8. 上岡由紀子氏の戸籍上の氏名は渡邊由紀子であります。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

2023年6月27日開催の第45回定時株主総会において補欠監査役に選任された菊池廣之氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の種類及び数
い け だ な お み 池 田 直 美 (1979年7月10日生)	2007年12月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 2011年9月 公認会計士登録 2022年9月 公認会計士池田直美事務所開業(現任) 2023年10月 はまなす公認会計士共同事務所(現任) (重要な兼職の状況) 公認会計士池田直美事務所代表 はまなす公認会計士共同事務所所属	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 池田直美氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 池田直美氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏の公認会計士としての豊富な経験と見識を活かして、客観性や中立性を重視した会計監査が期待できるためであります。
 4. 当社は、池田直美氏が社外監査役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
 5. 池田直美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 6. 池田直美氏の戸籍上の氏名は斗澤直美であります。

以 上

(ご参考) スキル・マトリックス

当社が取締役候補者に期待する主な知見や経験は次のとおりであります。

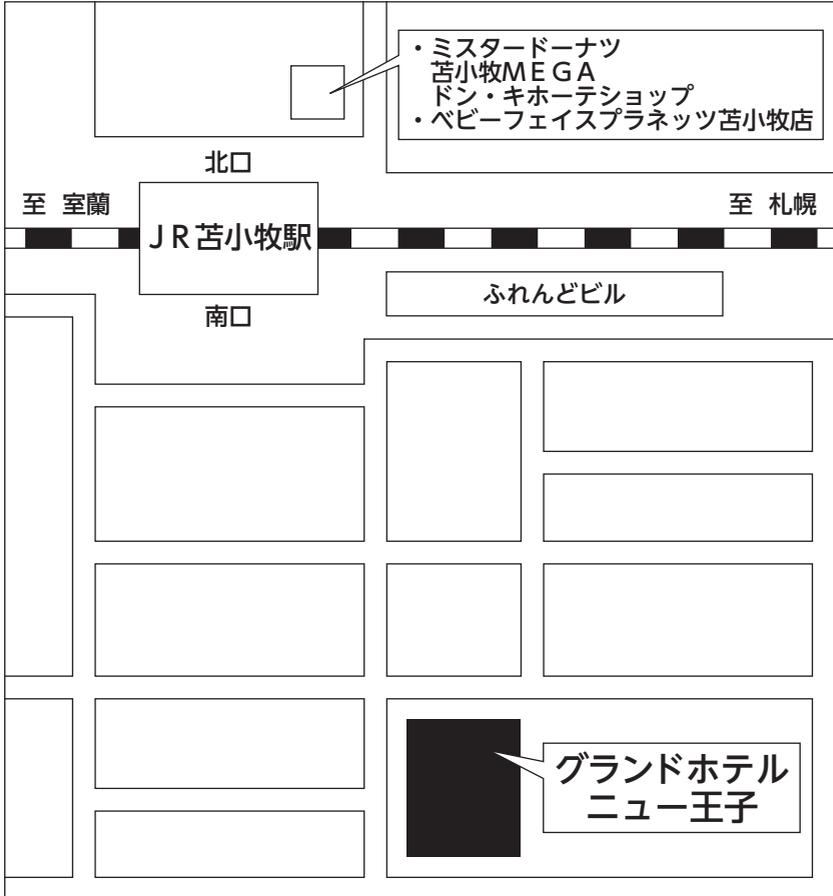
氏名	役職	知見・経験					
		企業経営 経営戦略	営業・ マーケティング	事業開発・ M&A	人事・労務	財務・会計・ ファイナンス	法務・リスク マネジメント
藤田 博章	取締役会長	●	●				
遠藤 大輔	代表取締役社長	●	●	●	●		
清水 清作	専務取締役	●			●	●	●
森下 將典	社外取締役	●		●		●	●
松原 淳二	社外取締役	●	●	●	●		
上岡 由紀子	社外取締役				●		●

(注) 上記一覧表は、各取締役候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

株主総会会場ご案内図

場 所 : 北海道苫小牧市表町四丁目3番1号
グランドホテルニュー王子 2階 芙蓉の間
TEL 0144-31-3111

最寄駅 : JR 苫小牧駅下車 南口より徒歩5分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。